

市会議案第19号

吹田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成29年9月12日提出

吹田市議会議員 榎内 智

同 齋藤 晃

同 井口 直美

吹田市条例第 号

吹田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）

吹田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年吹田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「110,000円」を「75,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

本市議会における政務活動費の交付額について、減額する必要があるため、提案するものです。

吹田市議会政務活動費の交付に関する条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(活動費の額及び交付の方法)</p> <p>第3条 活動費は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に月額<u>110,000円</u>を乗じて得た額を四半期ごとに交付する。</p> <p>2 } 3 } 4 }</p> <p style="text-align: center;">-----略-----</p>	<p>(活動費の額及び交付の方法)</p> <p>第3条 活動費は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に月額<u>75,000円</u>を乗じて得た額を四半期ごとに交付する。</p> <p>2 } 3 } 4 }</p> <p style="text-align: center;">-----略-----</p>